

平成30年4月1日付

人事異動

広川町役場

○職員名 異動後職名（異動前職名など）

政策調整課

○荒木秀美 政策調整課（教育委員会事務局生涯学習係）

協働推進課

○丸山洋介 協働推進課まちづくり係長（協働推進課まちづくり係）

○栗原福裕 協働推進課（再任用）

住民課

○丸山順子 住民課人権・同和対策係長（協働推進課まちづくり係）

○中島真実 住民課健康係長（住民課健康係）

○古賀友美 住民課（福祉係）

○城野千保 住民課（任期付採用職員）

環境衛生課

○酒井和哉 環境衛生課長（産業振興課長兼農業委員会議事務局長）

福祉課

○小松朋雄 福祉課福祉係長（住民課健康係長）

税務課

○富士原真紀 税務課（政策調整課人事係）

○野中美智子 税務課（産業振興課農政係）

建設課

○大塚雅隆 建設課（八女中部衛生施設事務組合派遣）

産業振興課

○熊添博 産業振興課長兼農業委員会事務局局長（産業振興課長補佐兼農政係長）

○田中啓一 産業振興課長補佐兼整備係統括主査（産業振興課主幹兼整備係長）

○丸山敏弘 産業振興課整備係長（産業振興課整備係）

○梶原弘章 産業振興課農政係長（住民課国保・年金係）

○福井友希 産業振興課（教育委員会事務局学校教育係）

○山下太一 産業振興課（新採用）

規採用）

農業委員会

○田中和弘 農業委員会（再任用）

議会事務局

○丸山和子 議会事務局（再任用）

教育委員会事務局

○跡部正徳 教育委員会事務局参事（新規採用）

○砥上俊弘 教育委員会事務局（税務課課税係）

○野上奈央 教育委員会事務局（新規採用）

八女中部衛生施設事務組合

○川村亮二 八女中部衛生施設事務組合派遣（農業委員会）

退職

○田中和弘 環境衛生課長

○有働功一 教育委員会事務局参事

○丸山和子 議会事務局係長

○川島博文 住民課人権・同和対策係長

○築地原浩子 福祉課福祉係長

●跡部正徳／教育委員会事務局

本年度下広川小学校から教育委員会事務局に参りました。これまでと全く違う業務となり、とまどうことも多い毎日です。これからは、広川町の教育のために、尽力して参ります。よろしくお願いいたします。

●山下太一／産業振興課 農政係

この度、産業振興課農政係に配属になりました山下太一です。まだまだ至らない点が多いですが、何事にも一生懸命頑張りますのでよろしくお願いいたします。

●野上奈央／教育委員会事務局 生涯学習係

幼いころから広川町で剣道をしていたこともあり、広川町で働きたいと思いました。まだまだ未熟ですが、これからたくさんのことを学び、広川町を盛り上げていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

広川町役場 新規採用職員紹介



●城野千保／住民課 国保・年金係

住民課国保・年金係に配属になりました城野千保と申します。地元である広川町のために、住民の皆さまが安心して暮らせるように、精一杯頑張ります。よろしくお願いいたします。

福岡県教職員

名前（転入元・転出先など）

上広川小学校

【転入】

校長 塚本保代（昇任）

教頭 有働功一（市町村行政）

主幹教諭 西村小夜子（昇任）

教諭 猪口和夫（定年退職後再任用）

教諭 中尾優花（採用）

教諭 後藤輝樹（採用）

教諭 橋本巴咲（採用）

【転出・退職】

教諭 堤聖子（定年退職）

中広川小学校

【転入】

校長 中村裕明（上広川小）

主幹教諭 片小田雅夫（指導教諭より）

指導教諭 水町珠江（昇任）

教諭 田中朱実（黒木小）

教諭 南嶋里子（立花小）

教諭 古賀寿喜（黒木西小）

教諭 野瀬るりか（再任用、川崎小）

【転入】

主幹教諭 今村洋（中広川小、昇任）

教諭 甲斐田千恵（中広川小）

教諭 古賀なるみ（中広川小）

教諭 永田達哉（採用）

教諭 高山英樹（定年退職後再任用、上広川小）

教諭 田中稔彦（定年退職後再任用）

養護教諭 石田沙織（広川中）

教諭 牛島遙（採用）

教諭 上森未来（採用）

教諭 野瀬絵莉菜（採用）

教諭 中谷修平（採用）

教諭 赤尾真理（採用）

【転出・退職】

校長 梶原一美（定年退職）

教諭 忠野君代（黒木小）

教諭 村上比呂史（上妻小）

教諭 郷田裕子（定年退職）

教諭 近藤文明（定年退職）

井上貴史（附属久留米小、長期研修）

教諭 牛嶋敏則（再任用任期満了）

【転入】

校長 梶原一美（定年退職）

教諭 忠野君代（黒木小）

教諭 村上比呂史（上妻小）

教諭 郷田裕子（定年退職）

教諭 近藤文明（定年退職）

井上貴史（附属久留米小、長期研修）

教諭 牛嶋敏則（再任用任期満了）

【転入】

主幹教諭 今村洋（中広川小、昇任）

教諭 甲斐田千恵（中広川小）

教諭 古賀なるみ（中広川小）

教諭 永田達哉（採用）

よろしく
お願いします



【転出・退職】

主幹教諭 跡部正徳（退職、市町村行政）

教諭 甲木千恵（黒木西小）

広川中学校

【転入】

教頭 下川泰伸（福島中、昇任）

主幹教諭 宮原佳子（広川中、昇任）

教諭 岡山陽子（筑後中）

栄養教諭 黒木真海（採用）

【転出・退職】

教頭 庄司保浩（大木中、校長昇任）

教諭 海谷浩介（退職、県行政）

教諭 石田英彰（筑後北中）

教諭 小田啓子（筑後中）

直弧文彫刻体験ワークショップ

家形石棺に彫刻された「直弧文」の描き方を勉強して、実際に凝灰岩に彫刻してみませんか。原寸大の石棺に自分のノミ跡が残せるチャンスです！



- 対象 町内在住の小学5・6年生、中学生、高校生で、以下の両日とも参加できる人
- 日時 [1回目] 6月 3日(日) 10時～15時
[2回目] 6月 24日(日) 10時～15時
- 場所 広川町古墳公園資料館2階研修室
- 定員 先着15人 ●参加費 100円(保険代)
- 申込方法 以下までご連絡ください。
- 受付期間 5月14日(月)～5月28日(月)

問 広川町教育委員会生涯学習係

☎0943-32-0093 内線311

初開催！「はじめての広報講座」

たった2日間で、日ごろの活動内容や想いが伝わる、効果的な広報の方法が学べます！

- 対象 町内で活動している団体や個人などで、以下の両日とも参加できる人
- 日時 [1回目] 5月24日(木) 10時30分～12時
[2回目] 5月29日(火) 10時30分～12時
- 場所 広川町役場3階大会議室
- 定員 先着30人 ●受講料 無料
- 持参品 (2回目)
今までに作成した広報物、20cm程度のものさし
- 申込方法 以下まで参加者名、電話番号、所属、役職をご連絡ください。

問 協働推進課 まちづくり係

☎0943-32-1196 内線273

広川町老朽危険家屋等 除却促進事業

老朽化した 空き家の解体で 最大50万円補助!!



皆さまの安全・安心の確保、住環境の改善、良好な景観の維持のため、町内で未使用、または適正な管理がされていない老朽危険家屋の除却にかかる費用の一部を助成します。

今年度は、定住促進強化地域（上広川校区）を対象とした要綱の一部が改正されています。

※申請前に、申請者立ち会いのもと老朽度を判定する現地調査を行います。
※このほか各種要件があります。
※上広川校区の家屋は今年度より、老朽度の判定時に15点（または25点）加算します。



補助対象者（申請者）

老朽危険家屋の所有者や、所有者の相続関係者など

※暴力団もしくは暴力団員と密接な関係があったり、社会的に非難される関係にあったりする場合は申請できません。

補助対象家屋

町が定める老朽度の判定基準により、各評点の合計が100点以上の家屋などが

※申請前に、申請者立ち会いのもと老朽度を判定する現地調査を行います。

※このほか各種要件があります。
※上広川校区の家屋は今年度より、老朽度の判定時に15点（または25点）加算します。

補助金額

老朽危険家屋の除却・処分にかかる費用に2分の1を乗じた額以内

※最大50万円。

※補助金の交付は、同一敷地において1回限り。

ご注意ください

■解体工事に着手できるのは、補助金交付の決定後です。

■家屋を除却すると、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税が上がる可能性があります。

■除去完了後は、完了の日から30日以内（または補助金交付の決定があった年度の2月28日のいずれか早い日まで）に、必要書類を添えて必ず報告書をご提出ください。

問 建設課 都市計画係

☎0943・32・1157

（内線353）

木造戸建て住宅 耐震改修補助金限度額が 90万円になります！

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震改修工事にかかる費用に対し、補助金を交付します。

■補助金限度額 1件あたり90万円
※今年度変更になりました（これまでは60万円）

補助申請の前に耐震診断を受ける必要がありますが、福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度により、耐震診断を受けることもできます。
※1件あたり3,000円～6,000円が必要です。

問 建設課 都市計画係

☎0943-32-1157 内線353

ペットボトルのラベルをはがし にご協力ください

広川町では6月から、ペットボトルを資源ごみに出すときは、ラベルをはがしていただくことになりました。はずしたラベルは、燃えるごみとして町指定ごみ袋で出してください。

ペットボトルの軽量化、ラベルの多様化により、リサイクル業者が機械で2つを分離することが難しくなりました。そのため、広川町の資源ごみを受け入れている八女西部リサイクルプラザでは、受入基準にペットボトルのラベルをはがすことを追加しました。



問 環境衛生課 生活環境係

☎0943-32-1138 内線181、185

平成 30 年度ファミリー・サポート 提供会員養成講座 受講者募集



■ファミリー・サポート・センターとは？

地域で「育児の援助を受けたい人(依頼会員)」と「育児の援助をしたい人(提供会員)」が、育児について助け合う相互援助活動事業です。提供会員は依頼に応じ、子どもの習い事や保育施設までの送迎、登園前・帰宅後の預かり、買い物など外出時の援助などを行います。

■提供会員になるには

以下の表の養成講座(9項目24時間、受講料無料)をすべて受講すると、提供会員として登録されます。すべてを受講できなかった場合も、10月の養成講座で必要分を受講すると、提供会員となることができます。

▼申込 子育て支援係まで

ご連絡ください。

※本講座を受講した場合、原則提供会員として登録されます。

問 福祉課 子育て支援係

☎ 0943・32・1113
(内線121、124)

提供会員養成講座 開催日時・内容

	期日	時間	内容	場所
1	5月25日 (金)	9時45分～10時	開講式	広川町役場
		10時～12時	ファミリー・サポート・センターについて 子育て支援サービスの提供(前期)	
		13時～15時	保育の心	
2	5月29日 (火)	10時～12時	身体の発育と病気	
		13時～15時	子どもの生活のケアと援助	
3	6月1日 (金)	10時～12時	心の発達と保育者のかかわり 障がいのある子の預かりについて	
		13時～15時	事故による子どもの傷害 —実態、予防、応急処置—	
4	6月5日 (火)	10時～12時	小児看護の基礎知識(前期)	
		13時～15時	心の発達と保育者のかかわり	
5	6月8日 (金)	10時～12時45分	子どもの栄養と食生活 ※参加費 300 円(昼食費含む)	
		13時～15時	子どもの遊び	
6	6月12日 (火)	10時～12時	小児看護の基礎知識(後期)	
		13時～14時	子育て支援サービスの提供(後期)	
		14時～14時30分	閉講式(修了証交付)、登録手続き	

～後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ～



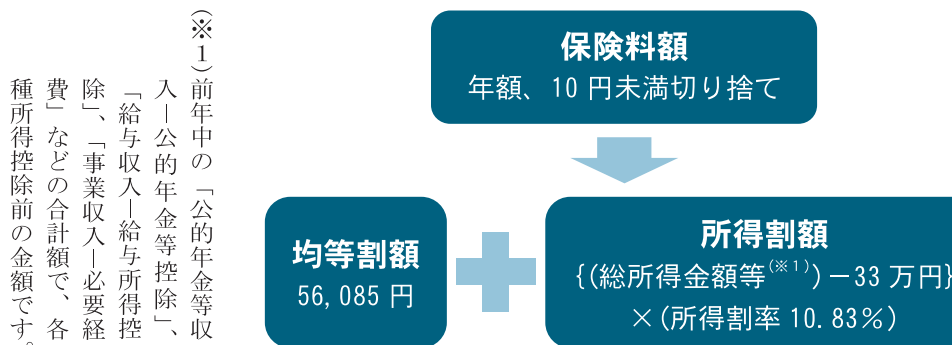
平成30年度、31年度の 保険料率が決まりました

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます。

	平成 28・29 年度	平成 30・31 年度	増減
均等割額	56,085 円	56,085 円	据え置き
所得割率	11.17%	10.83%	0.34 ポイント減
賦課限度額	57 万円	62 万円	5 万円増

保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額である「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等^(※1)に応じて異なる「所得割額」の合計になります。



平成 30 年度の 保険料軽減措置

○世帯^(※2)の総所得金額等^(※3)の合計額に応じて、均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減後の 均等割額	軽減の基準
9 割軽減	5,608 円	「33 万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入 80 万円以下で、そのほかの所得がない」
8.5 割軽減	8,412 円	33 万円以下
5 割軽減	28,042 円	「33 万円 + 27.5 万円 × 被保険者数」以下 ^(※4)
2 割軽減	44,868 円	「33 万円 + 50 万円 × 被保険者数」以下 ^(※4)

(※2) 被保険者および世帯主。

4 月 1 日時点（年度途中で 75 歳になる人、県外から転入した人などはその時点）が基準です。

(※3) 公的年金の場合は、さらに 15 万円を控除して計算します。

(※4) 平成 30 年度も軽減対象が拡充されます。

保険料額の通知

保険料額の詳細については、7 月に送付予定の「平成 30 年度後期高齢者医療保険料決定通知書」をご確認ください。

○後期高齢者医療制度への加入前日まで社会保険^(※5)の被扶養者だった場合均等割額が 5 割軽減^(※6)されます（所得割額はかかりません）。

軽減後の保険料

↓ 年額 2 万 8 0 4 2 円

(※5) 協会けんぽ（全国健康保険協会管掌保険）、組合管掌保険、船員保険、共済組合などのこと。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

(※6) 均等割額の軽減が所得により 9 割軽減、8・5 割軽減に該当する人は、所得による軽減が優先されます。

問 住民課 国保・年金係

☎ 0943・32・1112

(内線 132)

福岡県後期高齢者医療広域連合

☎ 092・651・3111

生活習慣病の発症・重症化を予防！ 健康診査のお知らせ

■対象 後期高齢者医療保険の被保険者

※生活習慣病の治療を受けている人などは対象外
※生活習慣病とは、糖尿病、高血圧症、脂質異常症など、
内臓脂肪の蓄積に起因するもの

■自己負担 一律 500 円

■受診方法

①かかりつけ医や、前回健康診査を受けた医療機関に、後期高齢者健康診査が受診できるか確認し、予約する。

※どこに予約してよいかわからない場合、広域連合までお問い合わせください。

②「受診票」「被保険者証」「自己負担 500 円」を持参の上、健康診査を受診する。

■受診票の送付時期

平成 30 年 4 月末現在 被保険者の人	4 月下旬～5 月初旬
平成 30 年 5 月以降 75 歳になる人	75 歳になる誕生月の 10 日ごろ ※誕生日前の受診はできません

問 福岡県後期高齢者医療広域連合

☎092-651-3111 FAX 092-651-3901

口腔機能低下や疾病を予防！ 歯科健診のお知らせ

■対象 今年度 76 歳になる県内の後期高齢者医療保険の被保険者（昭和 17 年 4 月 1 日～昭和 18 年 3 月 31 日生まれの人）

※長期入院、施設入所の人などは対象外

※77 歳以上の被保険者で歯科健診の受診を希望する場合、平成 32 年度までに限り受診することができます。
広域連合までご連絡ください。

■受診期間 6 月 1 日(金)～12 月 31 日(月)

■自己負担 一律 300 円

■受診方法

①実施歯科医療機関に予約する。

②「受診券」「質問票（記入済みのもの）」「被保険者証」「自己負担 300 円」を持参の上、歯科健診を受診する。

※実施歯科医療機関の一覧や質問票は、受診券に同封して送付します。

■受診券の送付時期 5 月中旬

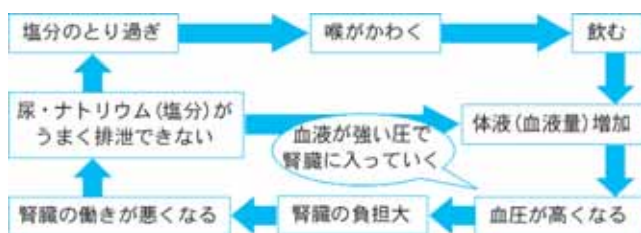


問 福岡県後期高齢者医療広域連合

☎092-651-3111 FAX 092-651-3901

塩分控えめで腎臓を守り、脳や心臓の血管も守ろう！

■塩分のとりすぎは、なぜ腎臓に悪いの？



腎臓を守ると透析予防になるだけでなく、脳や心臓の血管を守り、脳卒中や心血管疾患を予防することができます。

■腎臓を守る3か条とは？

○卓上調味料を使わない

…卓上に醤油やソースを置かない！

○麺のつゆは残す

…つゆは全体の塩分量の約 1/3 を含みます！

○単品ものは避ける

…牛丼・スパゲッティなどは、ご飯や麺に汁の塩分がしみてしまうので注意が必要です！

■塩分控えめレシピ～さば缶でじゃがトマト煮～

— 材料（1人分） —

さば水煮缶	50 g	カット トマト缶	150 g
じゃが芋	小 1 個	オリーブ油	大 1/2
玉ねぎ	1/4 個	砂糖	小 1/2
しめじ	25 g		

— 作 り 方 —

- ①鍋でオリーブ油を熱し、玉ねぎとしめじを炒める。
- ②じゃが芋を入れて炒める。
- ③トマト缶と砂糖を入れる。
- ④蓋をして、じゃが芋が柔らかくなるまで煮る。
- ⑤サバと煮汁を入れて弱火で煮る。

缶詰は時短料理にお勧めのストック食材♪サバのうま味をだしがわりに、味わいのある煮物になります！

問 住民課 健康係

☎0943-32-1112 内線 133、135

身体障がい者(児)巡回相談 補装具の支給・修理相談会

- 日時 6月20日(水) 9時30分開始
 ■会場 広川町保健福祉センター「はなやぎの里」3階多目的ホール
 ■持参品 ①印鑑 ②身体障害者手帳
 ③補装具 ※再交付・修理の場合
 ■申込期限 5月31日(木)
 ※予約がない場合は受け付けできません。
 ※視覚、聴覚、内部障がい者の相談は行いません。

問 福祉課 福祉係

☎0943-32-1113 内線 127

新たな民生委員・児童委員

4月1日、新たな民生委員・児童委員として、萩尾ユリコさん(吉里区担当)が任命されました。



問 福祉課 福祉係

☎0943-32-1113 内線 127

認知症を早期発見！ もの忘れ予防検診



「最近もの忘れが増えた」「家族が同じことを何回も聞いてくる」「身だしなみに気を使わなくなった」と感じている人はいませんか？

認知症は進行性の疾患で、気付かないまま放置すると、さらに症状が悪化します。「もの忘れ予防検診」で認知症を早期に発見し、症状を軽減しましょう！

- 日時 6月6日(水) 10時～12時
 ■会場 八女市民会館「おりなす八女」
 (八女市本町602-1)
 ■内容 久留米大学病院(高次脳疾患研究所)による問診や検査、相談
 ■定員 10人 ■申込期限 5月31日(木)
 ※検診無料。原則家族と同伴で受診してください。

問 福祉課 高齢者支援係

☎0943-32-1113 内線 125

戦没者のご遺族の皆さまへ 戦没者追悼式

平成30年度福岡県戦没者追悼式

- 期日 8月15日(水)
 ■会場 県立福岡武道館(福岡市中央区)
 ■対象者 福岡県内在住者で、先の大戦における福岡県出身の戦没者、一般戦災死没者の遺族
 ※三親等以内の親族を優先します。
 ■募集人員 900人 ■主催 福岡県
 ■参加費 無料
 ■申込期限 6月7日(木)

平成30年度全国戦没者追悼式

- 期日 8月14日(火)～8月15日(水)[2日間]
 ■会場 日本武道館(東京都)
 ■対象者 以下、すべての項目にあてはまること
 ①福岡県内在住者で、先の大戦における戦没者、一般戦災死没者、原爆死没者の遺族
 ※三親等以内の親族を優先します。
 ②過去に参加したことがない人
 ③2日間の行程に十分耐えられる体力がある人
 ■募集人員 107人 ■主催 厚生労働省
 ■参加費 旅費の一部補助あり(差額は自己負担)
 ■申込期限 6月1日(金)

問 福祉課 福祉係

☎0943-32-1113 内線 127

献血へのご協力、 ありがとうございました！

3月19日(月)、町内2か所で献血を行い、139人にご協力いただきました。

次回は8月3日(金)に実施する予定です。皆さまのご協力をお願いします。

※献血基準や健康状態などにより、献血をご遠慮いただく場合があります。不明な点はお問い合わせください。

問 福岡県赤十字献血センター

☎092-921-1493

福祉課 福祉係

☎0943-32-1113 内線 127

ヘルスメイト養成講座を開催!

広川町食生活改善推進会が、楽しみながら食の知識を深める講座を開催します。「食」に興味がある人はぜひお申し込みください。

■ 広川町食生活改善推進会(食進会)とは?

「私たちの健康は私たちの手で!」を合言葉に、地域で「男の料理教室」などを行う団体です。

日時	内容	場所
5月23日(水) 9時30分～13時	食育とは*	広川町保健・福祉センター 「はなやぎの里」
6月13日(水) 9時30分～13時	食品衛生について*	
7月11日(水) 9時30分～13時	生活習慣病予防①*	
8月9日(木) 13時30分～15時	運動	
10月10日(水) 9時30分～13時	生活習慣病予防②*	
11月14日(水) 9時30分～13時	生活習慣病予防③*	
12月13日(木) 13時30分～15時	運動	
1月23日(水) 9時30分～13時	生活習慣病予防④*	
2月13日(水) 9時30分～13時	修了式	

※要予約。食材費 300 円×6 回(☆)が必要です。

問 福祉課 高齢者支援係

☎0943-32-1113 内線 125



相談はお気軽に

クーリング・オフ制度を 活用しましょう

悪質業者はだましのプロです。消費者の知識の浅さにつけ込み、巧妙な手口で契約を結ぶよう仕掛けてきます。契約を結んだ後、「だまされたかも」「うっかり契約してしまった…」と後悔する人は少なくありません。

原則、一方的な理由で解約することはできません。しかし「クーリング・オフ制度」を活用すると、契約を結んだ後でも、一定期間内であれば無

迷惑電話防止機器を 無料で貸し出します

振り込め詐欺などの迷惑電話が心配な人はいませんか? 広川町は高齢者を狙ったニセ電話詐欺や還付金詐欺などの被害を未然に防ぐため、「迷惑電話防止機器」を無料で貸し出します。



■ 「迷惑電話防止機器」とは?

自宅の固定電話機に接続するだけで設置完了。着信時、相手へ警告メッセージ^(※1)が流れた後、呼出音^(※2)が鳴ります。通話は録音されるため、万が一詐欺などの被害に遭ったときは、録音内容が証拠として利用できる場合があります。

(※1)「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます」という自動音声。

(※2)メッセージの途中で相手が電話を切った場合、呼出音は鳴りません。

■ 対象者 町内に住所を有する高齢者(65歳以上)で、次のいずれかに該当する世帯

- ・高齢者だけの世帯(一人暮らしの高齢者を含む)
- ・日中に高齢者だけになる世帯

■ 貸出台数 30 台 ※1 世帯につき 1 台

■ 申込期間 5月1日(火)～5月31日(木)

※申し込み多数の場合、貸し出しをお待ちいただきます。

※機器の使用にかかる電気代などは自己負担です。

※録音情報の提供をお願いする場合があります。

問 協働推進課 安全安心係

☎0943-32-1196 内線 272

相談先

消費者ホットライン

☎188 (いやや!)

久留米市消費生活センター

☎0942-30-7700

条件で解約することができます。

クーリング・オフ制度は、「契約場所が営業所以外(自宅への訪問販売など)」で、「契約書を受け取ってから8日間以内」であれば、活用することができます。営業所での契約でも、継続的なサービス^(※)の契約であれば、クーリング・オフの対象となります。

契約内容や状況によっては、期間を過ぎても中途解約ができる場合があります。詳しくは消費生活センターへご相談ください。

次号より具体的な事例を紹介していきます。

(※)美容医療、エステティック、外国語会話教室など